

令和7年度 佐渡市看護職員奨学生募集要項

佐渡市看護職員奨学資金は、本市の保健、医療環境の充実を図るため、奨学金の貸与を行うことで、将来本市内において看護師業務に従事しようとする方を育成確保することを目的としています。

1 貸与対象者（応募資格）

下記すべてに該当する方を対象とします。

- (1) 次の養成施設に在学している学生の方

保健師助産師看護師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設

- (2) 主たる家計支持者（父、母又はこれに代わって家計を支える者）の前年の合計所得額が 700 万円以下の方

- (3) 佐渡市から他の奨学金を受けていない方

- (4) 将来、佐渡市内の下記のいずれかの施設に従事しようとする方

- ①病院
②診療所
③老人福祉施設
④介護老人保健施設
⑤その他、市が設置する施設



現在、⑤の施設の求人は
ありません。

2 貸与の金額と期間

いずれも無利息です。

- (1) 入学金の全額（入学月から6か月以内に申請する必要があります）
- (2) 授業料の全額（申請日から卒業月までの納付額）
- (3) 月額5万円（申請月から卒業月まで）

※奨学金の貸与期間は、最長で在学する学校における最短修学年数とします。

3 連帯保証人

奨学金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人2人を立てる必要があります。

1 人目	本人が未成年の場合	保護者
	本人が成年の場合	父母又はこれに代わる方
2 人目	令和 7 年 4 月 1 日現在において、独立の生計を営む（別世帯の）65 歳未満の成年（1 人目が佐渡市在住の場合は、佐渡市以外の住所でも可能）	

4 申請方法

「奨学金貸与申請書」と「申請者等連絡票」及び添付書類を提出してください。（郵送可）

受付期間は4月1日（火）～4月24日（木）です。

〔添付書類〕

- ・養成施設の在学証明書（令和７年度に学校に在学することを証明できるもの）
- ・奨学金申請者及び連帯保証人の住民票の写し※申請者分は本籍と続柄があるもの
- ・主たる家計支持者の所得証明書（令和６年度分）
- ・奨学金の内容（入学金、授業料の内容・金額）が確認できるものの写し（入学案内等）

5 貸与の停止・休止

休学や停学処分を受けた場合は、貸与を休止します。また、次のいずれかに該当した場合は、貸与を停止します。

- ①退学 ②貸与辞退
- ③死亡 ④その他、貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

6 返還について

- (1) 返還方法 月賦、半年賦、一時のいずれかの方法。
- (2) 返還始期 貸与が終了（停止）した1年経過後から返還開始となります。
- (3) 返還期限 返還始期から起算して「貸与期間の2分の5に相当する期間」内
- (4) 延滞金 正当な理由なく返還を怠ったときは、延滞金が課せられます。
- (5) 即時返還

奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生であった方又はその連帯保証人に対して、返還すべき額の全額について即時返還を求める場合があります。

7 返還の猶予及び免除について

(1) 返還の猶予

卒業から1年以内に他の養成施設に入学したときや傷病その他特別な理由により返還が困難なときは、申請により返還が猶予されます。

また、奨学金の返還が免除される(2)②アの要件に該当する期間も、申請により返還が猶予されます。

(2) 返還の免除

①返還を完了する前に次のいずれかに該当し、返還が困難であると認められるときは、申請後の返還額が免除されます。

ア 死亡したとき。

イ 障がいを残す負傷又は疾病を負ったとき。

②次のいずれにも該当するときは、申請により全額が免除されます。また、既に返還した奨学金があるときは、還付されます。

ア 奨学金の貸与が終了したときから10年の期間内に継続して5年間、本市に住所を有し、かつ、医療従事者として1(4)の施設に就労していること。

イ 奨学金の返還を怠っていないこと。

ウ 市税等を滞納していないこと。

8 その他

令和5年度貸与開始分から制度が変わりました。

医療技術者奨学資金の貸与決定を受けた奨学生の方については、返還終了まで、従前の制度が適用されます。



<申請窓口・お問い合わせ>

佐渡市役所

健康医療対策課医療対策係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

TEL : 0259-63-3115